

本願寺史料研究所報

15号

発行所 本願寺史料研究所

〒六〇〇 京都市下京区七条大宮上ル

龍谷大学大宮学舎図書館内

電話 〇七五―三四三―三三一 内線(五四一八)

発行人 所長 千葉 乗 隆

発行日 一九九五年十一月三日

戦国時代の但馬興宗寺

小泉 義博

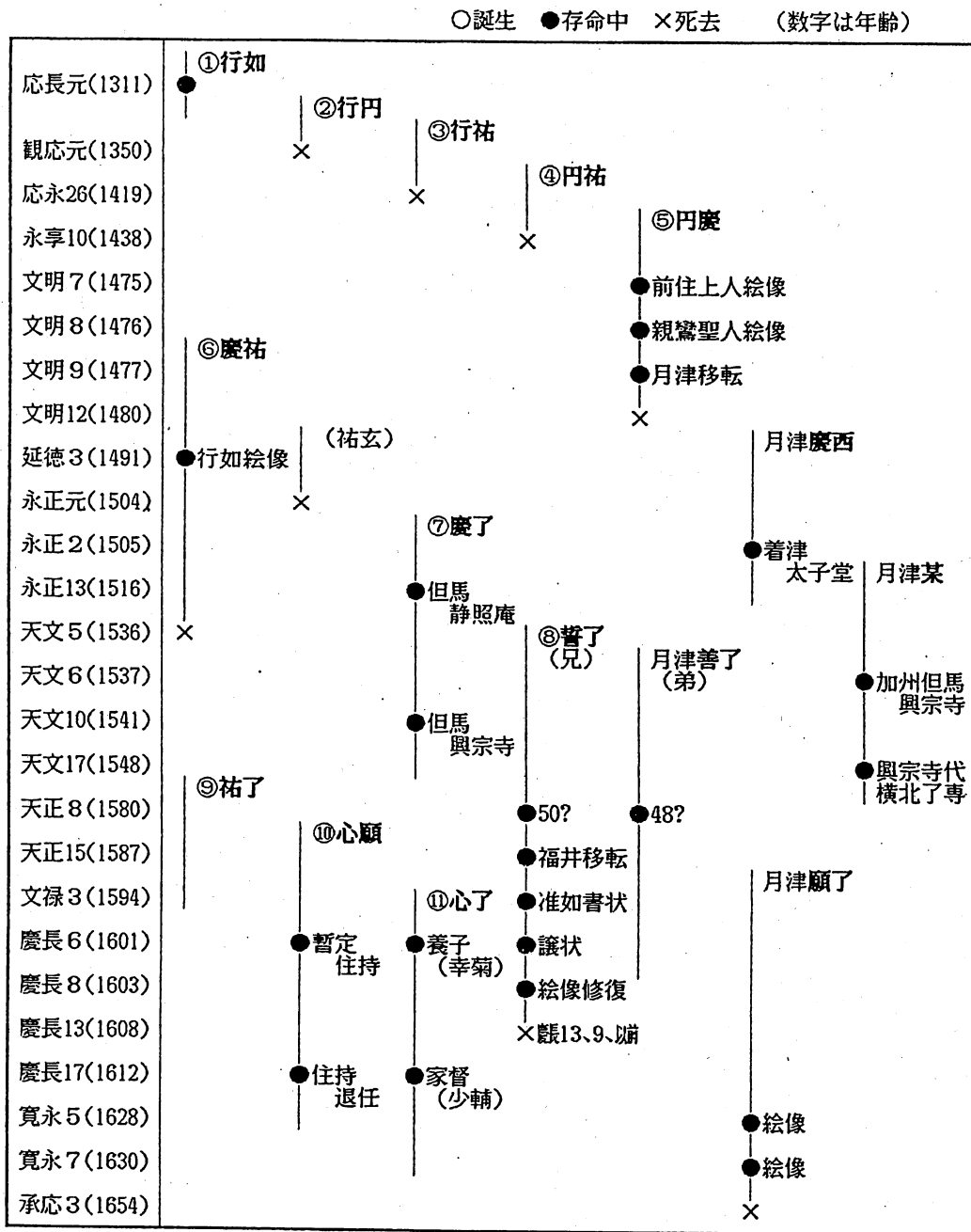
はじめに

浄土真宗本願寺派(西派)に属する但馬興宗寺は、江戸初期には「絹袈裟衆」^①の格式にあり、中期には「院家」^②に位置付けられて、西派ではかなり枢要な地位にあった。残念なことに、その歴史を語る史料はかなり失われてしまっているが、幸いにいま文政十三年(一八三〇)に当寺から西本願寺に提出された由緒書(以下では文政由緒書と呼ぶ)^③を閲覧する機会が与えられたので、本稿末尾においてその紹介を行いたいと思う。そのほか、同寺から分出した加賀月津興宗寺(真宗大谷派Ⅱ東派)には、天保六年(一八三五)・元治元年(一八六四)の二点の由緒書(以下では天保由緒書・元治由緒書と呼ぶ)^④が残されているので、これらも参考にして、戦国時代の興宗寺の動向に検討を加えてみたいと思う。

まず興宗寺開基の行如について、文政由緒書を眺めてみよう。

行如の俗姓は、北條時政の子時房の二男で北条相模次郎時村と称し、將軍源実朝に仕えたが、その死去後の承久二年(一二二〇)正月十四日に出家して法名をまず「行念」と名乗った。そして京都で親鸞の弟子となり、十字名号を拝領するに至った。ところで当時の越前国主は、行如の弟に当たる北条相模太夫時弘だったので、彼を頼って行如は越前に下向し、川北(九頭龍川北岸の意味か)の長畝郷に一字を建立し、やがて興宗寺の寺号を拝領したとされる(元治由緒書では正応五年一二九二に覚如から拝領と語られる)。諸人はこれを但馬御坊と称した。行如は四八歳の頃になって、後代の形見として自分自身の木像を作製した。やがて親鸞が死去したので、行如は如信に仕え、さらに覚如にも仕えることとなったが、覚如が親鸞旧跡を尋ねる旅に出たとき、行如は御真影の番を勤め、その功績で覚如から「如」の一字を下されて、法名を「行念」から「行如」に改めたとされる。行如はその後もなくては越前に帰り、正安二年(一二三〇)五月十六日に往生した。以上が文政由緒書に語られる行如の事蹟である。

図1 但馬興宗寺の歴代住持



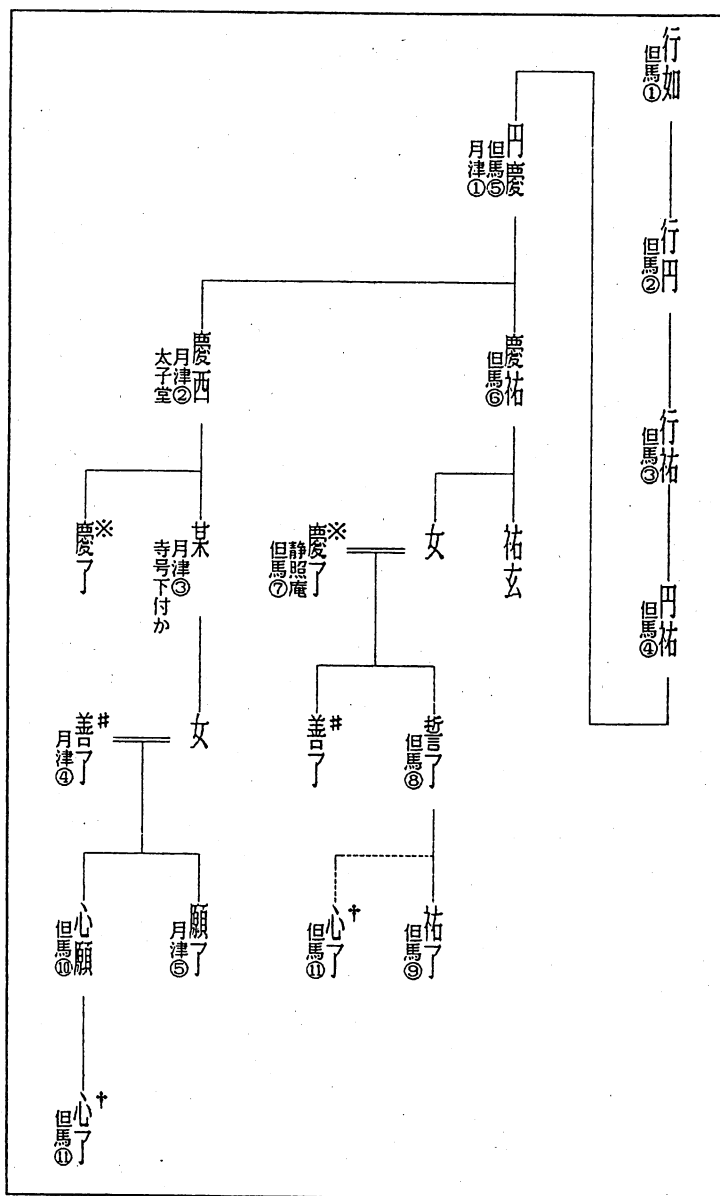
しかしながら、この記述にはいささか不自然な点もある。それは行如の死去が正安二年(一二三〇)とされる点であって、次に取り上げる「反古裏書」や、「鏡御影の原讃文」・「常楽台主老衲一期記」などに基

は、弟たる越前国主北条時弘を頼ってと述べられるが、具体的には長講堂領坂北庄の代官として任地に赴任したということだったのでなかろうか。

づけば、越前に下向した本願寺寛如に対して行如が帰依したのは、応長元年(一二三二)のことであったとされているから、それ以前の正安二年(一二三〇)に行如が死去したというのでは、両者の記事に明らかな齟齬が生じてしまう。残念ながら文政由緒書の信頼度は、必ずしも高いとは言えないのである。いま一つ、寛如から「如」の一字を拝領して「行念」から「行如」へ変更したとの説も、当時の一字付与の慣例から判断すれば不自然であって、このような場合には「如」を上に掲げて、「如行」もしくは「如念」と改名するのが当然である。よってこの記事についても信頼度は低いと言わざるをえない。

なお行如の居住地「但馬村」について述べておくと、ここは鎌倉期には後白河上皇の菩提を弔うべき長講堂領「坂北庄」に含まれて但馬郷と称されていたが、やがて長歌郷但馬村と呼ばれるようになったらしい。行如がこの但馬村に來た契機について、右の由緒書で

図2 但馬圓宗寺の系譜
(推定復元 ※・#・+は同一人物)



そこで次に、「反古裏書」の一節について検討を行うこととする。

又越前国藤嶋超勝寺ノ初ハ、先此国ニ和田ノ信性ト云人有。是ハ参川国野寺本証寺ノ末学也。先祖慶円ハ高田顯智聖ノ弟子也…(中略)
…：同国和田ノ円善ハ、是モ真仏聖ノ弟子ニ遠江国鶴見専信坊専海ト申セシ人ノ門徒也。何モ開山聖人御在世ニ逢奉シ御門人也キ。彼円善ノ弟子、越前国大町ノ如道ト云者アリ。田嶋ノ興宗寺行如、和田ノ信正アヒトモニ、覚如上人御在国ノ中、御勸化ヲウケレシ法徒也。シカルニ御上洛ノ後、法流ニヲキテ如道新義ヲタテ、秘事法門ト云事ヲ骨張セシカハ、御門徒ノ面々、カタク糺明ヲナシ、自今

以後出言アルヘカヲサル旨、起請文ヲ令書、
改悔アリシカ共、猶ヤマスシテ、諸人迷乱ア
リシカハ、申上ラレ、御門徒ヲハナサレ畢。
然トモ邪義ヲツノリ、横越ノ道性、鯖屋ノ如
覚、中野坊主、コノ旨ヲツタエ、今ニ余残ア
リテ、三門徒ヲカマスノ衆ト号スル者也。然
トモ蓮如古崎御在津ノ時ヨリ、大略心中ヲ改
メ本寺へ帰參セシム。^⑧

右の「反古裏書」の記事は、藤島超勝寺創立の由緒を語る部分であるが、その一部に行如が登場するのである。すなわち、鎌倉末期の越前で高田系念仏に属した者として、和田の信性（三河野寺本証寺の末学）、大町の如道（三河和田円善の弟子）、そして「田嶋ノ興宗寺行如」がおり、覚如

は彼らの掌握が本願寺派の発展にとつては不可欠と考え、彼らに「勸化」を加えるべく越前に下向したのである。「鏡御影の原讀文」や「常樂台主老衲一期記」^⑩によると、それは応長元年（一三一）五月のことであつたとされ、覚如・存覚の父子は大町如道のもとに二〇日余り滞在して「教行信証」を伝授したのであつた。しかるに大町如道は、まもなくして本願寺派から離脱して「秘事法門」を行い、その後継者の横越道性・鯖屋如覚・中野坊主らは「三門徒ヲカマスノ衆」と称されたが、蓮如の古崎滞在を契機にして三門徒派も、再び本願寺に帰参するに至つたと述べられているのである。

右の記事では、覚如に帰依した興宗寺行如のその後が必ずしも判然としないが、これは明記する必要がなかったからであって、覚如に帰依して以後、行如とその子孫は一貫して態度を変えることはなかったのであろう。その結果、覚如の生涯を描いた「慕帰絵」第十巻では、

凡又、聞法血脈の名字を釣輩は、有昭・善教・覚浄・教円・乗智・

(興宗寺)

成信・行如・承入・唯縁・道慶・寂定等なり。斯外自余修学の門徒

たりといへとも、其志ありて遠国よりも上洛随逐して、所化と成て

稽古を致し、提撕に堪たるもあり。所謂、如導・助信・善範・想賢

・順教・順乗・空性・宗元・智専こときの類をや。猶これあれとも

委するにあたはず。^⑪

と記されて、行如は覚如の「聞法血脈」に含まれる重要な人物として位置付けられているのである。

以上によって、行如に関して判明したことは、彼は応永元年(一二三

一)に越前に下向した覚如に帰依したこと、その結果、覚如の聞法血脈に含まれる重要な人物として認識されるようになったこと、また彼にはそれ以前はかなり早い時点で寺号「興宗寺」が付与されていたらしいこと、さらに彼の同世代の人物としては和田信性・大町如道などがいたこと、などである。

一

本節では第二世行円・第三世行祐・第四世円祐・第五世円慶について眺めてみよう。

第二世行円について文政由緒書では、本願寺覚如から「九尊像」の絵

像が下付され、これはいま月津興宗寺に所蔵されていると述べられる。また元治由緒書では、彼の死去は観応元年(一二五〇)のこととされほか、覚如から十字名号を下付されたとも述べられている。この行円法名は、先代行如と「行」が通字になっているので、血縁関係にある、判断してよいであろう。

なお覚如から下付された「九尊像」とは、元治由緒書によれば、次のような配置になっていたとされる。

善導大師

(親鸞) 祖師聖人

聖覚法師

入西御房

行如房^⑫

法然聖人

信空上人

蓮尼御房

西仙御房

しかしながらこの人物配置に従うと、最末尾の行如は、その一つ上座の西仙の弟子であったこととなり、これが覚如に該当しないことは言までもあるまい。この絵像は、由緒書が主張するところとは相違して、行如が高田派系の念仏集団の一つに属したことを証明する法脈相承図なのである。

次いで第三世は行祐(元治由緒書では応永二十六年(一二四九)の死去とされる)、さらに第四世は円祐(元治由緒書では永享十年(一四三八)の死去とされる)と称したが、特筆すべき事蹟はなにも伝えられていない。法名はそれぞれに通字を用いているから、血脈相承だった可能性が高い。本願寺派の寺院では血脈相承の原理に従い、法名に通字を用いる事例が少なくないから、行如以下に見られる通字によって、興宗寺が本願寺派に属したことが僅かながら示唆されているように思われる。

第五世円慶(元治由緒書では文明十二年(一一四八)の死去)は、蓮如が越前に下向して国内を経回した際に供奉したとされている。そして吉

崎の山上に御坊が建立されることとなったので、吉崎に居住していた円慶の門徒「大家彦左衛門」が、「朝倉繁景」（孝景のことか）に内々に申し入れて許容され、御山の土地と材木の寄附を受けたとされている。そして文明三年（一四七一）七月から御堂建立に着手し、蓮如は完成に至るまで彦左衛門宅に止宿していたので、帰洛の際に彦左衛門に六字名号が与えられ、それ以後毎年三月二十五日に大家氏は、蓮如ゆかりの山上の松の枝に名号を掛けて諸人に拝礼させていたが、いまその名号は興宗寺が所持している。なお彦左衛門は教聞坊と改め、吉崎の山下に道場を構えて子孫継承したが、いまその土地は御坊所の敷地に含まれてしまっている。興宗寺に対してはやがて蓮如から山号の免許があり、加賀月津の牛ヶ鼻に掛所を設けていたことに因んで「牛鼻山」と名付けられ、方便法身尊像を拝領した。それ以来、牛鼻山但馬興宗寺と称する、と述べられているのである。

ところで円慶は、文明七年（一四七五）に次のような裏書を持つ蓮如絵像を下付されていた。

（順如カ）
積実如 ○

前住上人御自画真影

文明七年乙未三月十二日

越前国坂北郡長畝郷

田嶋村興宗寺常住物

願主円慶^⑬

この裏書によると、文明七年（一四七五）三月に「前住上人」＝蓮如の絵像が田嶋興宗寺円慶に下付されたことが知られる。その下付主体について、右の写しでは実如と記されているが、これは誤りであって、順

如の下付によるものである。順如は、蓮如の長子として嘉吉二年（一四四二）に生まれ、^⑭すでに文明六年閏五月頃から絵像の下付を行っていたことが知られる。^⑮しかし不幸にして彼は文明十五年（一四八三）五月に、父蓮如に先立って死去してしまい（四二歳）、代わって弟実如が後継者となるのである。実如光兼は、蓮如と蓮祐尼との間に長祿二年（一四五八）八月に誕生し、文明六年（一四七四）に十七歳で得度し、延徳元年（一四八九）に本願寺住職を継承して、大永五年（一五二五）二月に六八歳で死去した人物である。この実如が下付した絵像は、延徳元年九月のものが最古のようであるから、^⑮右の写しの段階でこの実如が花押を据えるということはない。

さて元治由緒書によると、円慶は吉崎御坊の山麓に「多屋」（宿坊）を建てたと語られている。初めは「本光寺・本覚寺・興宗寺」の三ヶ寺の多屋が建ち並び、次いでそのほかの四ヶ寺の多屋も建てられ、さらには小庵四八戸も建てられたと見えている。しかしながら蓮如は、文明七年（一四七五）には早くも吉崎を離れて河内出口へ転じてしまうのである。しかるに、その翌年になって円慶は、蓮如から親鸞絵像を下付されており、裏書には次のように記されている。

積蓮如（花押）

文明八年丙申八月四日

越前国河北郡

大谷本願寺親鸞聖人御影

長□□但馬

願主積円^⑯

(別紙・異筆)
「斯御影依及古損、所奉修複也。」

右裏書者、任釈誓了悌望押留焉。

慶長八年癸卯拾月廿五日

釈准如(花押) ⑰

右の裏書のごとくに、円慶は文明八年(一四七六)八月四日付けで蓮如から「親鸞聖人御影」を下付されているのである。ただし現存するものは親鸞・蓮如連座絵像であるから、添付の別紙のごとくに慶長八年(一六〇三)に修復が行われた際に、親鸞絵像を親鸞・蓮如連座絵像に描き替えた可能性がある(後述)。それはともかくとして、絵像はこのように、蓮如からも次代順如からも下付を受けることができたのである。そしてこの絵像下付を媒介として、本願寺門主と末寺坊主・門徒衆との間には密接な帰属関係(世俗で言う主従関係)が形成されていたのである。

ところで、円慶は文明九年(一四七七)八月になって、越前但馬から加賀月津の「牛ヶ鼻」に転ずることとなる。文政由緒書では、月津の掛所を兼帯したと語られているが、実際には老齢となった円慶が隠居所を設けて転じたものであろう。そしてこの所在地に因んで、山号「牛鼻山」が付与されることになったと言う。その後この隠居所には、越前但馬と同じ寺号「興宗寺」が付与されることとなるが、当初は「太子堂」と称され、やがて次のような方便法身尊像が下付されている。

(本)
□願寺釈実如(花押)

永正二年乙卯八月八日
丑

方便法身尊像

但馬興宗寺門徒加州

江沼郡八田庄着津村

太子堂

願主釈慶西 ⑱

この裏書によると方便法身尊像は、興宗寺門徒たる着津(月津)太子堂の住持慶西に下付されたものと見えている。太子堂というのが円慶の隠居所と推測され、但馬興宗寺の門徒に位置付けられている。しかし住持慶西の名はいずれの由緒書にも登場せず、円慶との関係は判然としない。おそらくは円慶の子息のうちの一人で、但馬興宗寺第六世となる慶祐の弟に当たっていたのではなからうか。

二二

興宗寺の第六世と第八世について、三点の由緒書にはいささかの食い違いが見られる。すなわち、本稿末尾掲載の文政由緒書(西派)では「慶祐・慶了・誓了」と記されるが、天保由緒書(東派)では「慶祐・祐玄・慶了・善了(東派)」と見え、元治由緒書(東派)では「祐玄・慶祐(西派)」と続いた後、「了誓・善了」の兄弟が西派・東派に分かれたと述べられているのである。

歴代の数え方にこうした相違が生ずるのは、祐玄をどう位置付けるかに原因があるのであろう。そこで想像を逞しくするならば、彼は慶祐の子息で、父よりも先に死去したのではあるまいか。もしこの推測が妥当であれば、彼が住持歴代に数えられない理由も(文政由緒書)、また彼が慶祐の後に記される理由も(天保由緒書)、そして慶祐死去(天文五

年)に先立つ永正元年に死去したとされる理由も(元治由緒書)、すべて合理的に解釈できるように思われるのである。そこで別掲の歴代住持一覧では、この理解を基にして文政由緒書の語る通り、第六世に慶祐、第七世に慶了を配した上で、その間に祐玄を挿入しておいた。

またその法名における使用文字の関連性を考えると、第五世円慶と第六世慶祐は「慶」が共通しており、しかも着津太子堂の慶西にもこれは共通している。そこで推測を働かすならば、慶祐・慶西は兄弟で、彼らの父が円慶だったのではあるまいか。

さてそこで第六世慶祐であるが、末尾掲載の文政由緒書によると、彼は先代と同様に蓮如を崇敬し、御機嫌伺いに山科へ出向いたが、蓮如・実如両人は、開基行如と先代円慶について色々尋ねられたあげく、行如の木像は火災の際に持ち出すのが難儀であろうとて、絵像を下され、裏書は実如の筆で「歳四十八、五月十六日」と記されたのであった。その後、蓮如が衰弱した旨の報を慶聞坊(二教聞坊、大家彦左衛門)から聞いて、慶祐は直ちに山科に向かい、臨終まで看病申し上げたところ、遺言によって遺骨と笈を賜ることとなり、実如の書状によってそれらを拝領したが、この書状はいま月津興宗寺に所蔵されている、と述べられているのである。

右の記事で問題となっている行如絵像の裏書とは、次のものである。

大谷本願寺釈実如(花押)

延徳三年 辛十一月廿八日

興宗寺行如真影

歳四十八 五月十六日

願主釈慶祐¹⁹

これによると、行如四八歳(命日は五月十六日)の絵像が本願寺の絵所で制作され、実如から興宗寺慶祐に宛てて、延徳三年(一四九一)十一月二十八日に下付されたことが知られる。

この行如木像をめぐる一連の経過は、興宗寺が開基の木像を所持していることについて、本願寺がこれを認めず、その廃棄を強制することにも、代わって絵像を掛けさせたということである。このことから本願寺派の寺院では、安置すべき木像は阿弥陀如来像と本願寺門主像に限られており、当該寺院の先住の木像を置くことはできなかったことが知られるのである。興宗寺はこの指示に従って木像を廃棄したが、しかしこれを拒否した寺院も少なくなかったと考えねばなるまい。例えば三門徒派が、一旦は本願寺覚如に帰属したにも関わらず、やがて再び分立して「秘事法門」を行ったとされるのは、こうした木像・絵像の取り扱い方に相違があったためと考えるべきではあるまいか。

なお元治由緒書では、慶祐の項目が立てられているにもかかわらず、その記事中では慶了の名が用いられるなどして、混乱が生じている。だからその項の末尾に記された天文五年という死去年が、果たして慶祐のものなのか慶了なのか、また信頼度はどの程度なのかなど、不安な点も少なくない。しかし慶了に下付された絵像裏書から判断すれば、これは慶祐の死去年と考えざるをえないように思われる。

次いで、慶祐の嫡子として生まれたであろう祐玄について考えてみたい。この両人を父子関係と推測する根拠は、「祐」字が共通している点である。祐玄は、かなり若年の段階で死去したものとごくにも思われるが、しかし死去の時点ですでに興宗寺住持職を父慶祐から譲り受けてお

り、配偶者も迎えていたと思われる。けれども子息の誕生はまだであつたらしい。祐玄に住持職を譲つてすでに隠居した父慶祐は、興宗寺に隣接して隠居所を設けていたものごとくであり、その庵名は「静照庵」と称した可能性が高い。

この慶祐・祐玄の父子が揃っている時点を得たのが、次の実如書状だったのであるまいか。

(ママ)

燈明錢照庵分五十疋・興宗寺分百疋うけとり候。又報恩講志百疋難有候。妙宗往生之志二百疋難有候。愁傷推量申候。生死之習無力事候。大儀時分態人上給候。ありがたく候。恐々謹言。

十一月廿八日

実如(花押)

興宗寺

御返報 ②①

右の書状の年紀は判然としないが、実如(蓮如の子、長祿二年＝一四五八誕生)の継職は延徳元年(一四八九)のことであり、また彼の存命は大永五年(一五二五)までであるから、この二時点が最大の上限・下限である。そこでその内容であるが、燈明錢として「照庵」(ここには脱字があり、正しくは静照庵である)から五〇疋、興宗寺から一〇〇疋が届けられたことを謝すとともに、報恩講の志としての一〇〇疋、「妙宗」の往生を契機とする志二〇〇疋についても、礼辞を述べているのである。ここで問題とすべきは、燈明錢の額とは無関係に、静照庵を興宗寺の前に記載している点である。これは、静照庵に隠居した父(先代住持)が存命し、興宗寺住持にはその子息が後継となっている場合にだけありうる配列であろう。しかしながら、第七世慶了の時代にまでこれを

繰り下げて考えることはいささか無理のようである。とすれば、第六世慶祐が隠居して静照庵に存命し、また嫡子祐玄が興宗寺の後継住持であった期間がふさわしいから、下限を新たに永正元年(一五〇四)と設定できる。かくして、その発給は延徳元年(一四八九)～永正元年(一五〇四)の間と、さらに限定できることになった。もしこの推測が妥当であるならば、往生した「妙宗」とは慶祐の妻ということになるうか。

祐玄の死去に伴って、父慶祐は再び興宗寺住持に復帰したことであろう。空いた隠居所「静照庵」の管理については、おそらくは娘に婿を迎えて、これに委ねることとしたと思われる。それが慶了(月津太子堂慶西の子息か)であった。そして慶祐は天文五年(一五三六)に死去するまで、老骨に鞭打って興宗寺の維持存続に努力したのであるが、しかし死去した長子祐玄に代わるべき男子には、もはや恵まれなかった。かくして興宗寺は彼の死後、娘婿たる慶了に委ねられたのである。

四

第七世の慶了は、本来は月津太子堂慶西の子息(第二子か)として誕生したと推測される。太子堂を継承する兄については、残念ながら法名すら判然としない。

文政由緒書を見ると、慶了も実如を崇敬し、老年になって隠居を願い出たところ、実如より静照庵なる庵号を付与され、また内仏として阿弥陀如来の絵像を拝領した。その裏書には「静照庵常住物」と記され、以後代々の隠居所は静照庵と称するようになったと見えている。しかし前節で述べたように、静照庵の設立は先代慶祐の時代のことと推測され、

彼は慶祐の娘の婿として迎えらるゝことで、静照庵を継承したものであろう。

文政由緒書に慶了が下付されたと述べられている弥陀如来像の裏書とは、次のものである。

大谷本願寺釈実如(花押)

永正十三年丙三月廿五日
午

越前国坂北郡

方便法身尊像

長畝郷但馬静照庵

常住物也。

願主釈慶了

②①

この裏書から知られるように、慶了は永正十三年(一五二六)三月の時点で、坂北郡長畝郷但馬の静照庵に住持として居住していたことは確実である。

さて、祐玄死去に伴って興宗寺住持に復帰した第六世慶祐も、やがて老衰のために天文五年(一五三六)に死去してしまう。そこで娘婿として静照庵にあった慶了が、興宗寺の第七世住持に就任することとなったのである。

(張紙)

「釈実如(花押)」

釈証如(花押)

天文十稔辛十一月□
丑

越前国坂北郡長畝郷

但馬村興宗寺常住物

実如上人真影

願主釈慶了

②②

右の実如絵像裏書によれば、天文十年(一五四一)の時点で慶了は、坂北郡長畝郷但馬村の興宗寺の住持となっていたことが知られるのである。

ところで、この前後の「天文御日記」には、いくつかの「興宗寺」関連記事が見えるので、これを検討しなければならない。まず天文六年二月六日条では、

自今日彼岸二人也。然者斎、汁二ツ、菜三ツ、菓子三種也。山科にてのごとく調候へと申付候へバ、如此こしらへ候。相伴、近一家十三人、遠一家四人、何もよび候。坊主衆八聖徳寺・福勝寺・頭祐・大坂六人坊主但定専坊ハ番也。御堂番衆、慶誓・福田寺、但馬興宗寺、定専坊、此四人也。此人数よび候。②③

とあって、「但馬興宗寺」が本願寺の御堂番衆として勤務していることが知られる。しかるに同月十四日条になると、

興宗寺加州但、就当番之儀とりすへ一ツ二あり、鶴一羽、鯛二枚、馬之也。②④

樽式荷、赤餅二鉢到来候間、兼誉・兼澄二人よび候て、餅酒勸候。

と見えて、興宗寺の所在地は「加州但馬之也」と注記されている。加賀に但馬なる地名は存在しないから、ここには錯誤があり、単に慣例として地名表示「但馬」を用いたに過ぎないと考えられるが、少なくとも越前の但馬興宗寺でないことだけは確実である。次いで同八年閏六月四日条でも、「加州興宗寺」から樽が届けられたと見え、さらに下って同十七年七月十二日条では、興宗寺の代理として「横北了専」が樽・捻餅を持参して、当番を勤めたと記されているのである。

以上に見た加賀興宗寺の四点の記事は、越前但馬興宗寺に宛てて実如

絵像が下付された天文十年の時点を前後から挟んでいるので、両者を同一寺院とみなすわけにはいかない。とすれば、興宗寺という同名の寺院が、越前と加賀に同時に存在したとしなければなるまい。つまり、月津太子堂が寺号「興宗寺」を授与されたということであって、それは永正二年（一五〇五）から天文六年（一五三七）の間のことであろう。なお残念なことに、このときの月津興宗寺の住持名は未詳であって、別掲の系譜では「某」として表示した。この某は慶西の子息であることがほぼ確かで、また但馬静照庵（次いで但馬興宗寺）の住持となった慶了の兄に当たる可能性が高い。

五

続いて第八世の誓了についてであるが、月津興宗寺の元治由緒書には次のような記述が見られる。

了誓（慶了）
慶了之実子也。次男善了四十八歳、天正ノ頃、山石御陣中ヨリ紀効ノ御供申。善了格別之勤、頭如上人御自画御影、并六字名号等ヲ下サル。而メ兄了誓、五十歳余リニ及ヒ、一子相ツレ越前ニ隠居ス。即先代之静照庵ヲ尋、田島村ニ至テ、興宗寺ヲ分寺スル事、此時ニアリ。依之、当国興宗寺ハ弟

善了ニ為持、兄了誓ハ彼田島村ニ分寺ス。処伝之宝物杯、兄之事ユヘニ、種々無惣分ケ送ル。東西分派、此節ナルベシ。

右によると、慶了の子である誓了・善了兄弟は、石山合戦の終了後に東西両派に分裂することとなり、兄誓了は越前但馬興宗寺を、弟善了は月津興宗寺を継承したと述べられている。しかしながら前節で見たよう

に、月津興宗寺はすでに天文年間に寺号が与えられていて住持某が在任していたから、弟善了が月津に転ずるためには、それなりの原因が想定されなければならない。その最も可能性の高いものが、月津に男子が誕生しなかったため、娘の婿として迎えられたという事態であろう。もしそうであったならば、右の由緒書が述べるころとは少しく相違して、石山合戦のかなり以前にすでに善了は月津に転じていたと考えねばなるまい。そして石山合戦末期の天正八年（一五八〇）に、頭如が織田信長との和議を締結して石山本願寺から退城する方針を示した際、その嫡子教如は徹底抗戦を唱えて一時対立する情勢になったが、このときに兄誓了は頭如派（のちの西派）に属し、弟善了は教如派（のちの東派）に属したものであろう。しかしまもなくに教如も、信長と和議を結んで紀伊雑賀に退去することとなり、迎えた頭如は、信長を憚って教如を義絶とし、彼に加担した坊主・門徒衆を破門にしたのである。月津の善了も同様に破門されたであろうから、彼は自分の逼塞を余儀なくされ、門徒衆はおそらく但馬興宗寺の誓了に預けられることになったと思われる。そしてこの事態は天正十年（一五八二）六月に信長が滅ばされるまで続くのである。

ところで興宗寺にはいま、頭如からもたらされた多数の書状が所蔵されている。年紀が未詳なので、果たして誓了に宛てられたものかどうか未承であるが、ここでそれらを一括して提示しておくことにしよう。

A 誠今春之佳光、日新多幸く、殊青銅式百足到来、目出度候。就中雖不珍申事候、後生一大事迄候間、早々被改不信之心中、法義相嗜候者、永世可為勝德候。能々可得其意者也。六賢く、

三月十四日

頭如

興宗寺

B為報恩講之志式百足到来、難有覺候。將又幾度申候ても同儀に候へ共、不定の世界にて候間、一日片時も急々信心をとられ候ハ、永世の悦にて有へく候。相構く法義無由断嗜肝要候。穴賢く。

十一月廿六日

頭如

興宗寺

C為報恩講之志、青銅式百足到来、尤難有覺候。就中後生之一大事迄候。弥無由断法義可相嗜事肝要候。一日も片時も、早々信心決定候て、今度可遂極樂往生事、自何以可為果報候。猶々得其意、無沙汰候はぬやうに心かけ有へく候也。穴賢く。

十一月廿七日

頭如

興宗寺

D為報恩講之志青銅二百足到来、難有候。此節より不信大様之改心、可被成法義事、なによりく肝要候。相構てく仏法之一儀可嗜者也。穴賢く。

十一月廿八日

頭如

興宗寺

E為報恩講之志、式百足到来、有難候。自此節今迄之改不足之覺悟、可成法義事肝要候。能々被得其意、可相嗜候。穴賢く。

十一月廿九日

頭如

興宗寺

F為報恩講之志、青銅式百足到来、尤有難候。仍雖不珍申事候、後生

之一大事迄候。能々被得其意、無由断法義嗜肝要候也。穴賢く。

十二月一日

頭如

興宗寺

右に引用した書状のうち、Aは興宗寺から年頭の祝儀として上納された二〇〇疋について礼辞を述べたもの、B〜Fの五点は報恩講の志として上納された錢貨について礼辞をのべたものである。年紀はいずれも未詳であるが、上限は頭如が石山から雜賀へ転じた天正八年、下限は死去する文禄元年（一五九二）を設定できるであろう。

なお元治由緒書によれば、その間の天正十五年（一五八七）に福井御坊が創建され、これに伴って興宗寺も福井へ転じたとされている。

さて、本願寺頭如が文禄元年に死去したことにもない、本願寺門主の地位は嫡子教如によって継承されることとなった。しかしこの教如に対しては、やがてその母如春尼が強く忌避するに至り、代わって弟の准如を門主に据えるべく豊臣秀吉に訴え出たのである。その結果、文禄二年（一五九三）に教如は、秀吉から退隱を命ぜられることとなり、彼は翌三年九月に「御裏」に転じ、翌月には准如が「御表」に移動して、本願寺の体制は一新されたのであった。

かかる変動の直後に、興宗寺誓了に宛てて発せられた准如書状が、次のものである。

為報恩講之志式百足、并前住第三廻為志百足到来、難有候。後生一大事候。不可有油断候。穴賢く。

十二月十三日

准如

興宗寺

(文禄三年九)

この准如書状では、報恩講の志としての二〇〇疋、および前住頭如の「第三廻」忌の志としての一〇〇疋について礼辞が述べられている。文禄元年（一五九二）十一月に死去した頭如の第三回忌は、文禄三年十一月頃に執行されたはずであるから、右の書状の発給は文禄三年と推測されよう。

晩年を迎えての誓了には、しかし必ずしも心休まる日々が与えられていたわけではなかったらしい。と言うのは、彼の後継者となるべき第九世祐了が、かなり早くに死去していたと推測されるからである。しかも祐了は一人子であつたらしい。本来ならばこの祐了を歴代住持に含めるわけにはいかないが、ここでは由緒書に従い、彼を第九世と位置付けておこう。そこで誓了はやむなく、養子を迎えて後継者に据えねばならなかった。

態令啓達候。仍心願御坊御子息幸菊殿、我等養子候て、ゆつり渡申家とくの事。

一、御開山様并御ちくの物事。

一、惣門徒之事。同仏道具事。

一、世間之諸道具事。

右ゆつり渡申所実止也。此上ハ、我等何時死去仕候共、此跡之義ハ、無別儀幸菊さうそく可有候。去共幸菊、若はいの義候間、心願御坊住寺与思食、万端此寺之御事、御馳走被成候て可給候。奉頼置候。若此外二万一親るい、又門徒の内、兎角之事候ても、正義たる間敷候。殊我等存生ノ間、惣門下と令談合申定候上ハ、別儀有間敷候。可御心安候。此上ハ上儀之御役等之義、門下中与相

語合候而、可被人精かん用候。若又幸菊殿、我等へふこう之義候者、右之旨はうくたるへく候。仍為後日ゆつり状如件。

慶長六年四月十二日

但馬興宗寺

誓了（花押）

長崎町惣代

三郎左衛門（花押）

幸菊殿

まいる

㊤

右は、慶長六年（一六〇一）四月に作成された誓了の議状である。宛所の「幸菊」が、いま後継住持に決まった人物であるが、幼名を名乗っている通り、まだ得度以前の「若はい」であった。そこで誓了は、その父の心願を暫定的な住持に据えて後見を勤めさせることとし、やがて「幸菊」が成長した段階で、彼を正式の住持とするように指示したのである。しかし文政由緒書によれば、父たる心願は第十世として記載されており、その後の第十一世心了には、「若年二而、御用二相立兼申候」との注記が見えているから、「幸菊」がのちに法名心了を称して第十一世住持に就任したことが確認できる。この兩人は、おそらく月津興宗寺の出身だったのであろう。この時代の月津の住持としては願了がおり、彼は前代誓了の長子であつたと推測されるから、心願とはその弟、そしてその子息が心了だったのであろう。

なお議状において、住持として継承すべき第一のものが親鸞絵像となっている点は注目されよう。そのほか惣門徒衆、仏事用の道具類、そして日常生活のための諸道具も記載されている。また連署している長崎町惣代三郎左衛門とは、門徒衆の代表であらう。

このようにして後継住持の問題を解決し、ようやくに安堵の思いをな

することができた誓了であったが、しかしまだまだ彼は壮健であった。文政由緒書によると、破損した絵像の修復を要請し、やがて准如の添書を受けて下付されるとともに、興宗寺の由来を尋ねられて衣袴免許も賜ったと述べられている。また半年宛ての本願寺勤務も指示されたので、七条に屋敷を構えることになったとも記されている。

ここに言う修復絵像の裏書とは、第二節に引用した文明八年八月四日の「親鸞聖人御影」裏書に添えられていた、次の裏書である。

斯御影依及古損、所奉修復也。

右裏書者、任釈誓了悌望押留焉。

慶長八年癸卯拾月廿五日

釈准如（花押）^{③⑤}

すなわち、慶長八年（一六〇三）十月に准如は、右のごとき裏書を添えて、修復のなった絵像を誓了に下付したのである。ただし文明八年のものは親鸞絵像とされていたから、今回の修復に伴い、親鸞・蓮如連座絵像に描き替えられたものであろう。

かくして、それからまもなくに誓了は死去したと思われるが、それは慶長十三年（一六〇八）九月以前のことであったらしい。

絹袈裟衆之次第

一、興宗寺 越前タヂマ

慶長十三戊申九月四日 取次下間刑部卿^{③⑥}

右は「絹袈裟衆之次第」の記事であるが、これによると興宗寺は、慶長十三年九月四日に絹袈裟衆に位置付けられたことが知られる。しかし注意すべきは、そこに住持名が記載されない点であって、これは他の寺

院の記事と大きく異なるところである。このことから推測して、右の時点は誓了死去の直後であったと思われる、しかもまだ正式住持となるべき第十一世心了は得度していなかったのである。第十世の心願は、由緒書では歴代住持に含まれているものの、本来の位置付けはあくまで心了後見の暫定的住持であったから、右の「絹袈裟衆之次第」に名前を記載するわけにはいかなかったのであろう。

十八

慶長十七年（一六一二）になって、「幸菊」はようやくに成長して得度を行い、法名を心了と名乗って正式に第十一世住持に就くこととなった。彼らは同道して本願寺に上り、かかる変更を報告すると共に、その安堵を求めたのである。

以上。

一書申越候。仍興宗寺誓了任讓狀之旨、家督之儀、心願方少輔二可被渡之旨、被仰出候。然者座配以下之事、各可被得其意候之由、被仰出候。恐々謹言。

少進法印

（慶長十七年）
閏十月十一日

仲孝（花押）

性玄寺

慶崇寺

浄善寺

千福寺

床下^{③⑦}

以上。

一書申下候。仍而誓了任讓狀之旨、家督之心願方少輔ニ可被相渡候由、被仰出候。各万々被得其意、上儀馳走尤候。恐々謹言。

(慶長十七年)

十一月廿八日

越前・加州

興宗寺下

坊主衆中

同惣門徒中

⑧

下少進法印

仲孝(花押)

右に掲載した二点の下間仲孝書状によると、前者では興宗寺の家督に關して、誓了の讓狀に記されるごとくに、心願から「少輔」に譲り渡すべしとの准如の意向であると述べられ、また性玄寺・慶崇寺・淨善寺・千福寺の座配については「少輔」の指示に従うようにと見えている。この「少輔」というのが得度した第十一世心了と思われ、また性玄寺など四ヶ寺は興宗寺の下寺(末寺)であろう。発給の年紀は、閏十月のある慶長十七年(一六二二)と考えてまず誤りあるまい。次いで後者では、越前・加賀の興宗寺門下の坊主・門徒衆に対して、興宗寺家督が心願から「少輔」に交替することとなったので、その旨を了解すること、また今後一層、本願寺に対して馳走に励むようにと指示されているのである。かくして興宗寺住持は慶長十七年に、暫定的住持たる父心願から、正式住持と指定されていた子心了に交替して、ようやく安定するに至ったのである。

ところで、ここで第十世に位置付けられる心願の動向に關して、注目すべき史料を取り上げておかねばならない。それは「中野物語」に記さ

れる次のような一節である。

一、中野專照寺開起淨一法師ハ、如道三男とも申伝、又帆山誓願寺開起道願力子トモ承伝候。彼是見合せ候へハ、道願力子ノ様ニモ相見へ申候。引分ニ付、大町・中野引分ト申書物御座候。就其、只今木田町ニ專照寺住宅之義ハ、天正乱ノ比、エモリ願堯、田島ノ心願ト不和故、中野寺ヲ彼者共令焼失候故、木田辺ニ暫住仕、只今二少之敷地ニて罷在候。⑨

右の記事によれば、中野專照寺の開基淨一は、如道三男とも、帆山誓願寺の開基道願の子とも伝えられるが、道願の子である可能性が強いこと、また大町專修寺と中野專照寺の分立についての「大町・中野引分」と題された書物が残されていること、そして專照寺が木田町に所在する理由は、「天正乱」の頃に「エモリ願堯」や「田島ノ心願」らが、不和となった專照寺に火を放たしめたため、やむなく木田に転じて現在に至っていると語られているのである。ここに登場する「田島ノ心願」こそが、右に述べた第十世心願に当たることがはもはや言うまでもあるまい。残念ながら專照寺放火事件がいつのことかは未詳であるが、もしこれが心願の暫定的な住持期間中のことであつたとするならば、慶長六年(一六〇一)から同十七年(一六二二)の間のことと考えて差し支えないであろう。

最後に、但馬興宗寺第十一世に就任した心了に対して、本願寺准如(寛永七年一六三〇まで存命、五四歳)が発したと思われる書状を提示しておこう。

(包紙ウツ書)

「越前」

廿四日講衆中へ

准如

廿八日講衆中へ

為志銀子十両、慥請取候。難有こそ候へ。就中安心の事、雜行雜修自力の心をすて、一念信する人ハ、必々極樂に往生すへき事、不可有疑心候。此うれしさありかたさに、行住座臥に念仏申され候へく候。それこそ誠に仏恩報尽のつとめになり候へく候。此由各へ能々申伝らるへく候也。六賢く。

極月朔日

越前北庄

廿四日講衆中へ

同

廿八日講衆中へ

④

准如(花押)

これによると、極月朔日に准如は、北庄廿四日講・同廿八日講の衆中から志として上納された銀子十両につき、礼辞を述べているのである。残念ながら年紀は未詳であるが、准如が死去する寛永七年(一六三〇)をもって最下限と設定できるから、その実質的な宛所を興宗寺住持の心了と推測してまず誤りあるまい。

おわりに

これまでの検討で明らかにできた点を、最後に簡単にまとめておきたい。

由緒書によれば、興宗寺の開基行如は、もとは北條時房の二男で北条相模次郎時村と称し、承久二年(一二二〇)に親鸞の弟子となって出家し、やがて弟の北条相模太夫時弘を頼って越前長畝郷但馬に転じて、興

宗寺を建立した。四八歳になった彼は自分の木像を制作させ、如信、次いで覚如にも仕えて、正安二年(一三〇〇)に往生したとされている。しかし「復古裏書」などに基づく、行如が和田信性・大町如道などとともに本願寺覚如に帰依したのは、応長元年(一三二一)であったことがほぼ確実なので、右の生没年は信頼度に乏しいと言わざるを得ない。高田派を捨てて本願寺覚如に帰依した後の彼は、その帰属関係を一貫して変更することはなかったらしい。その結果、覚如の生涯を描いた「慕帰絵」第十巻で、彼は「聞法血脈」の一人として数えられているのである。なお、彼の居住地「但馬」は長講堂領坂北庄に属していたから、彼はその庄官の一人として赴任した可能性があるであろう。また、彼がかなり早い時点で寺号「興宗寺」を付与されていたと思われる点も留意すべきところである。

次いで興宗寺住持職は、行円(観応元年一三五〇死去)・行祐(応永二十六年一四一九死去)・円祐(永享十年一四三八死去)・円慶(文明十二年一四八〇死去)と継承されていくが、彼らは法名の通字から判断して血脈相承であったと思われる。第五世円慶は、蓮如の越前経回に供奉し、また吉崎御坊の建立にも協力したので、蓮如から山号「牛鼻山」と阿弥陀絵像を拝領したほか、順如(蓮如長子で早世)からは文明七年(一四七五)に蓮如絵像を下付され、また翌八年には蓮如から親鸞絵像を下付されていた。そして彼は文明九年(一四七七)八月に、加賀月津に太子堂を建立して隠居したものと思われ、その遺跡は慶西(円慶の次子か)に継承されることとなった。

円慶の長子と覚しき第六世慶祐(天文五年一五三六死去)は、延徳

三年（一四九一）に本願寺から行如木像の廃棄を指示され、代わって絵像を下付された。これは本願寺派の寺院においては、阿弥陀如来像と本願寺門主の木像しか安置が認められなかったことを意味していよう。慶祐はやがて嫡子祐玄に住持職を譲り、近隣の静照庵に隠居したと推測されるが、しかし祐玄の方が父よりも先の永正元年（一五〇四）に死去してしまうので、やむなく慶祐は再び住持に復した。そして空いた「静照庵」の住持には、娘婿であったと覚しき慶了を据えたのである。

慶了は、月津太子堂慶西の子息として誕生したと推測され、永正十三年（一五二六）三月の時点では長畝郷但馬の静照庵の住持であった。しかるに第六世慶祐の死去に伴い、この慶了が興宗寺に転じて第七世を継承することとなったのである。ところで、この慶了の時代の「天文御日記」には、加賀月津の興宗寺が登場する。これは月津太子堂が永正二年（一五〇五）～天文六年（一五三七）の間に寺号を授与されたもので、その住持の某は但馬慶了の兄に当たる可能性が高い。

続いて第八世は、慶了の長子誓了（慶長十三年＝一六〇八以前の死去）が継承するが、その弟善了は、月津興宗寺の娘婿に迎えられたと推測される。そして石山合戦末期の天正八年（一五八〇）に、兄誓了は頭如派（のちの西派）に属して和議退城を支持し、弟善了は教如派（のちの東派）に属して徹底抗戦に参加したのである。その結果、やがて紀伊に退去した教如は父頭如から義絶され、また加担した坊主・門徒衆は破門されたから、月津善了も当然に破門となり、その門徒衆は但馬誓了に預けられることになったと思われる。そして天正十年（一五八二）六月の信長滅亡まで、この事態は続くのである。

秀吉時代になってまもなくの天正十五年（一五八七）、興宗寺は福井御坊の建立に伴い、福井へ転じたとされる。他方、本願寺においては、頭如が文禄元年（一五九二）に死去して、嫡子教如が一旦は門主に就任するが、しかし文禄三年九月になって彼は秀吉から退隱を命ぜられ、代わって弟准如が門主に就任したのである。興宗寺誓了はその直後の同年十二月に、報恩講の志二〇〇疋と頭如三回忌の志一〇〇疋を上納し、准如から返書を受け取っていることが知られた。そのほかに誓了は、本願寺で修復された絵像を慶長八年（一六〇三）に下付されており、そして慶長十三年（一六〇八）九月頃に彼は死去したと推測される。

ところでそれより以前に、誓了は後継者問題の解決を迫られていた。彼の子祐了（第九世）は早くに死去し、しかも他に子供がなかったために、養子を探さねばならなかったからである。そこで誓了は慶長六年（一六〇一）四月、月津興宗寺願了の弟心願が儲けていた子「幸菊」（長じて少輔、得度して第十一世心了）を、正式の後継住持に迎えることとして譲状を作成すると共に、彼が成長するまでの後見として、その父心願を暫定的な住持として招いたのである。由緒書では心願は第十世に位置付けられているが、あくまでこれは暫定的な措置であった。

この第十世心願に関わる事件としては、「中野物語」に記される専照寺放火事件があり、彼はその首謀者の一人として指弾されていた。この事件は、彼の暫定的な住持期間中のことと思われるので、慶長六年～同十七年（一六一二）の間のことと推測される。

第十一世住持となるべき「幸菊」は、その後「少輔」と改称し、慶長十七年になってようやく得度して心了と名乗ったので、それまでの暫定

住持たる第十世心願は退任し、代わって心了が正式に住持に就くことになった。そこで彼らは揃って京都へ上り、こうした経緯を本願寺准如に報告したのである。これに対して准如は、坊官下間仲孝に安堵状を発給させて、この住持交替を正式に承認したのである。

注

- ① 「西光寺古記」四九、絹袈裟衆之次第（『本願寺史料集成』第七巻）。
- ② 「越前国寺庵」（杉原文夫・松原信之氏共編『越前若狭地誌叢書』下巻、松見文庫刊）。
- ③ 「龍谷大学大宮図書館所蔵文書」登録番号〇二二二五三一。
- ④ 「月津興宗寺文書」第一号、天保六年由緒書（『加賀市史』資料編、第二巻）。
- ⑤ および第二号、元治元年由緒書。
- ⑥ 「反古裏書」（『真宗史料集成』第二巻、蓮如とその教団）。
- ⑦ 本派本願寺所蔵「鏡御影の原讃文」（『真宗史料集成』第一巻、四六九ページ）。
- ⑧ 「常樂台主老納一期記」（『真宗史料集成』第一巻、八六四ページ）。
- ⑨ 「反古裏書」（前注⑥）。
- ⑩ 「鏡御影の原讃文」（前注⑥）。
- ⑪ 「常樂台主老納一期記」（前注⑦）。
- ⑫ 「慕帰絵」第十巻（『真宗史料集成』第一巻、親鸞と初期教団）。
- ⑬ 「月津興宗寺文書」第二号、元治由緒書。
- ⑭ 「月津興宗寺文書」第五号、御裏書控帳。
- ⑮ 「大谷嫡流実記」（『真宗史料集成』第七巻、伝記・系図）。
- ⑯ 順如が花押を据えた絵像裏書は、次の三点が知られている（いずれも北西弘氏『一向一揆の研究』史料篇・裏書集、一九八一年）。
- (1) 文明六年甲午壬五月 日、方便法身尊形裏書、浅井郡伊部郷相田寺門徒松

橋、願主□□宛て（滋賀県松橋忠五郎氏蔵）。

(2) 文明十年戊戌十一月三日、方便法身尊像裏書、近江国坂田南郡十一條郷村福田寺門徒□□宛て（長浜市安明寺蔵）。

(3) 文明十一歳四月廿三日、方便法身像裏書写、加州加卜郡笠野鳥越弘願寺願主釈玄照宛て（石川県河北郡弘願寺蔵）。

⑮ 実如が発給した絵像裏書の最古のものは、延徳元年己酉九月廿八日の方便法身尊形裏書で、宛所は尾州海東郡宣津□□庄円通寺、願主釈西善である（『古屋市珉光院蔵、北西弘氏『一向一揆の研究』史料篇・裏書集による）。

⑯ 「興宗寺文書」（『福井市史』資料編九・近世七、宗教第一二九号）。

⑰ 「月津興宗寺文書」方便法身像裏書（『加賀市史』通史、上巻、四九〇ページ）。

⑱ 「興宗寺文書」（『福井市史』資料編九・近世七、宗教第一二四号）。

⑲ 「興宗寺文書」（『福井市史』資料編二・古代中世、第七五六号）。

⑲ 「興宗寺文書」（『福井市史』資料編二・古代中世、第七一八号）。

⑲ 「月津興宗寺文書」第四号の二一、実如画像裏書。

⑲ 「天文御日記」天文六年二月六日条（『真宗史料集成』第三巻・一向一揆）。

⑲ 「天文御日記」天文六年二月十四日条。

⑲ 「月津興宗寺文書」第二号、元治由緒書。

⑲ 「興宗寺文書」（『福井市史』資料編二・古代中世、第一一五三号）。

⑲ 「興宗寺文書」（同右、第一一五五号）。

⑲ 「興宗寺文書」（同右、第一一五六号）。

⑲ 「興宗寺文書」（同右、第一一五七号）。

⑲ 「興宗寺文書」（同右、第一一五八号）。

⑲ 「興宗寺文書」（同右、第一一五九号）。

⑲ 「教如上人御伝略抄」（『真宗史料集成』第七巻、伝記系図）。

⑲ 「興宗寺文書」（『福井市史』資料編二・古代中世、第一二三九号）。

②④ 「興宗寺文書」(『福井市史』資料編九・近世七、宗教第八八号)。

②⑤ 前注①。なお左右田昌幸氏「史料紹介―准如様御筆御影御賛御裏書」第三五号、御影修復裏書写(『本願寺史料研究所報』第二号、一九九一年)に、本裏書の写が控えられている。

②⑥ 「西光寺古記」(前注①)。

②⑦ 「興宗寺文書」(『福井市史』資料編九・近世七、宗教第八九号)。

②⑧ 「興宗寺文書」(同右、宗教第九〇号)。

②⑨ 「中野物語」(『真宗史料集成』第四卷、専修寺・諸派)。

②⑩ 「興宗寺文書」(『福井市史』資料編二・古代中世、第一三三七号)。

(福井県武生市常久町二一十二)

史料紹介「但馬興宗寺由緒書(文政由緒書)」

(「龍谷大学大宮図書館所蔵文書」登録番号〇二二―二五三―一)

覚

一、開基行如。俗性^(姓)ハ北條遠江守從五位下平時政入道明盛之男、相模守時房第二之子ニ而、相模次郎時村と申。実朝公江奉仕候処、実朝公薨去之後、世塵を厭、承久二年正月十四日ニ出家仕、法名行念与名乗申処、高祖聖人京都御在住之砌、御弟子と成申処、師弟契約之印ニ、聖人十字名号致拝領、無他念御給仕申上ル処、猶外ニ拝領物等御座候由ニ御座候へ共、委ハ難知候。其後、越前国主ハ相模太夫時弘と申候而、行如之弟成故、聖人江奉願候越前川北長畝之郷ニ一字致建立、法儀取立申処、次第繁昌ニ及候故、為御褒美、興宗寺与申寺号致拝領、万端国主方支配ニ御座候。元来行如弟、但馬之国之領主成故、

諸人寺号ハ不申、但馬御坊与称申候而、致群集候。内ニも朝夕勸化聴聞仕安きたため、追々庵室辺ニ草庵を立并へ、終ニ但馬村と成申候由。後代ニ至、但馬者諸国御領主之御名ニ指合候故、田嶋村与文字改候得共、拙寺儀者、行如領国之因縁を以無改名、但馬興宗寺与名乗申候。然ル処、四十八歳之比、後代之為形見、行如自身之木像を刻置申候。夫方、聖人御滅後、如信上人江奉仕、長命ニ而、覚如上人御代迄奉仕候故、覚如上人三ヶ年之間、高祖聖人御旧跡御経回之砌、御真影御番被仰付候故、六婆羅方守護有之趣ニ御座候。其後、覚如上人御帰洛之後、御留主無恙相勤候事、無比類被為思召、外ニ例なき如之一字を被下、夫方法名を行如与改申候由。其後老衰ニ及、聖人江奉願、致帰国候而、正安二庚子年五月十六日ニ致往生候。

(脱力)

第二世行円。行如勤功ニ付、覚如上人方九尊像致拝領候由ニ御座候得共、是ハ加州月津興宗寺方ニ有之。其外、聖人方已来、御代々拝領物も数多御座候由ニ候得共、委細ハ難知儀ニ御座候。

一、第三世行祐。

一、第四世円祐。

一、第五世円慶者、蓮如上人越前之國御下向之砌、円慶儀、上人越前御経回之節御供申、所々御巡覽之所、上人吉崎之山上、勝て面白地ニ而、御望被仰出、幸吉崎ニ而、円慶帰依之門徒、大家彦左衛門と申候者、兼而朝倉家江致御出入者ニ候間、是を以繁景公江内々申込候処、則繁景公御許用有之、御山并材木等、御寄附御座候。依而文明辛卯三年七月廿七日方、御堂御建立被為成、右御建立迄、彦左衛門方ニ御止宿被為成。夫方、上人御帰洛被為成候砌、彦左衛門御名残を

惜候故、上人六字名号を御染筆二而被下。依而大家氏、毎年三月廿五日、上人愛賞シ給山上之松之木之枝二奉掛、諸人江為致拝礼候。右之御名号、所以御座候而、拙寺方二致所持候。彦左衛門、教間坊与相改、御山為御守護、山下二道場を構へ、子孫二至迄致守護来候处、今ハ其屋敷、御坊所御地面与相成申候。是等之勤功を以、上人御歎之餘り山号を免許可有辻、居所之名を御尋御座候处、越前二而ハ但馬村二有之、加州二而者月津牛ヶ鼻与申所二掛所御座候而、致兼带来居申候由申上候得者、其名を取、牛鼻山与付させ給ひ、方便法身之尊像一幅致拝領、是を以多屋之本尊与仕候由申伝り候。依而拙寺儀者、牛鼻山但馬興宗寺与名乗申候。其外種々拝領物等ハ、書載不申候。

一、第六世慶祐。是も先住二不変、蓮如上人を奉崇敬、折々御機嫌を伺申上候处、或時霜月、山科二而御正忌御勤被為成候二付、御機嫌伺申上候处、蓮如上人。実如上人御同坐二而、行如并円慶之御尊二付、色々御尋も有之候处、行如之像者、木像二て者、火災之時可難儀成辻、被成 御心付、絵像を被下、刺木像ハ行如四十八歳之姿成故、絵像も其姿二可改辻、則銘御裏共、実如上人御筆二而、歳四十八、五月十六日与、御染筆被成下候由二御座候。其後 蓮如上人御不例之沙汰、慶間坊承り、直様馳上り、御臨終迄奉付添、御看病申上候故、為 御遺言、尊骨并 御笈、実如上人方 御直章を以致拝領。此御章、月津興宗寺江致持参候由申伝候。

一、第七世慶了。同 実如上人を奉崇敬候由。慶了及老年、実如上人江隠居を奉願候处、其方数代、志之切成事、感する二餘り有辻、静照庵与申庵号を被下、隠居之内仏二可安置辻、^(安) 如来尊像一幅致拝領、

御裏二静照庵常住物与書頭被下。依而拙寺代々、隠居を静照庵与称申候。

一、第八世誓了者、高祖聖人・蓮如上人二尊之御影御裏、及古損候故、准如上人江御添裏奉願候处、願之通り御免被成、右 御影由来御尋之上、衣袴之免許を蒙り候由。猶又越前御末寺支配被仰付、其上毎年、半年宛在京被仰付、七条二屋敷を構へ、相詰申候由二候。

一、第九世祐了。先住之通り、御用相勤申候由御座候。

一、第十世心願。是も先住之通り、御用相勤候由二御座候。此比先々之由緒を以、日本飛檐首坐之免許を蒙り候由二候。

一、第十一世心了者、若年二而、御用二相立兼申候由二御座候。

一、第十二世心行者、花色地白唐草、紙子袈裟、御免を蒙り候由二御座候。

一、第十三世、恵性院寂順、初者法名心蓮二而御座候得共、御一字致拝領、寂順与申候由。年号月日ハ知レ不申。寂如上人 御影御裏、御判斗二而、御連署二ハ享保十一年午五月廿三日、興宗寺寂順と御座候。院号之事、御坊所御再興二付、享保十二年正月十二日、菊之間

二折紙を以免許を蒙り、此節上総国法満寺与、日本飛檐首坐争二付、飛檐内陣迄、格別之以御思召、昇進被 仰付候由。右之時分、種々之事共御座候得共、^(遺) 致昆雜候間、書載不申候。

一、第十四世、恩徳院法政。^(九) 此住方院家昇進仕候。御一字拝領、年号知不申候得共、御染筆法名者致所持候。院号者自影相願候節、御免二御座候。紫袈裟御免、宝曆四甲戌年九月廿六日二御座候。

一、第十五世、乘願院法箇。住持相統并二御一字拝領、天明元辛丑年閏

五月廿一日二候。院号拝領 御免、寛政十二庚申四月廿八日二候。

一、第十六世法和。御一字拝領、寛政元年己酉九月二十九日二御座候。

一、第十七世本恵、得度并 御一字拝領、文化十一甲戌年三月二日。紫

袈裟之御免、文政三庚辰年三月八日二御座候。

右、旧記等種々御座候間、致吟味候処、如此御座候。

寺中者、隆光寺与申候得共、只今者無住二而御座候。猶 御免者享保

七壬寅六月十三日与御座候。

右之通り相違無御座候。已上。

文政十三庚寅年九月日

越前足羽郡福井
興宗寺(黒印)

《編集後記》

前号での予告通り、早速、一五号をお届けします。
一二号に続いて小泉先生よりA4サイズの印刷用の版下形式にした原稿を頂戴することができました。

スペースの関係で残念ながら、今号でも偶数頁で終わるための「史料情報」は休みます。そろそろ「史料情報」用の史料のストックが切れ掛かっていますので、内心は安堵している状態です。なんとかネタの仕込みの時間を作りたいと考えているのですが、なかなか余裕が見つかりません。

今年度は、本号で四冊目の「所報」になります。よく四冊も発行できたものだと思いますが、なんとか年度内にもう一冊は発行したいと思っています。それも一三号で吉田先生に紹介していただいた酒造関係の史料のように、できれば真宗史・本願寺史という枠にとられない史料をと思っています。

そのための種は蒔いたつもりですが、原稿の到着するのを首を長くして待ちたいと思います。(左)